

介護サービス事業所 管理者 様

北九州市保健福祉局地域福祉部
介護保険課長 東郷 幸代

介護サービスに係る事故報告書等の改正について(通知)

平素より、本市の保健福祉行政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

先般、厚生労働省より「介護保険施設等における事故の報告様式等について（介護保険最新情報 Vol.943）」において、事故報告の標準化が示され、これを受け、福岡県において報告要領及び報告様式が改正されました。

つきましては、本市への事故報告書の提出について、下記のとおり行うこととしましたので、改正後の報告要領及び報告様式を確認いただき、対応をお願いいたします。

記

1 主な改正点

(1) 報告様式について

改正後の報告様式（福岡県内統一様式）をご使用ください。

(2) 報告期限について

「事故発生後速やかに、遅くとも5日以内に行うこと」となりました。

(3) 報告対象について

けが等については、「医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故」が報告対象となりました。

2 改正後の報告様式及び報告要領について

改正後の報告様式及び報告要領は次のとおり掲載していますので、ご確認ください。

➤ 北九州市ホームページ掲載場所

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/16800039.html>

トップページ > 暮らしの情報 > 福祉・人権 > 介護 >

介護サービス事業者向け情報について > 介護サービス事業者向け情報

※上記に掲載していた「事故が発生した場合の対応について」は廃止いたしました。

新たに掲載している改正後の報告要領によりご対応ください。

3 事故報告書の提出先

事故報告書の提出は、電子メールにて提出をお願いいたします。

➤ 送付先アドレス ho-kaigo-support@city.kitakyushu.lg.jp

4 留意事項

事故報告書については、「情報公開条例」、「個人情報保護条例」に基づき、事故報告書記載者の氏名等、不開示情報に該当する部分を除き、開示の対象となりますのでご留意ください。

【問い合わせ先】

北九州市保健福祉局介護保険課
事業者支援係 山根・奥畑
TEL：093-582-2771